

広情個審第104号

令和8年3月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年12月5日付け広路計第81号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第397号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年12月5日付け広路計第81号の諮問事案（諮問第397号事案）

令和7年9月29日付けの情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年10月14日付け広島市指令路計第5号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同月20日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、広島高速5号線（以下「5号線」という。）本線と連絡路それぞれの費用便益比計算書（以下「本件文書」という。）の提出を求める。作成していないのなら作成して提出することを求める。

(2) 審査請求の理由

本線及び連絡路工事は採算のとれる工事である旨を説明している証拠として、令和2年1月29日に開催された令和元年度第1回広島高速道路事業評価監視委員会の議事録がある。また、本線と連絡路では、短縮時間も通行量も異なるので、当然便益が異なり、それぞれで、採算計算していないなければならない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

5号線を含む広島高速道路は、地方道路公社法に基づき設立された団体である広島高速道路公社（以下「公社」という。）が事業主体として、国土交通大臣の許可を得た整備計画に基づき整備を進めている。

5号線整備に係る費用便益比の算出は事業主体である公社が行うべきものであり、また、公社は本市が資本金等の出資等を行っている団体ではあるが本市から独立した法人であるため、本件文書は本市が職務上作成する公文書には該当しない。

さらに、5号線整備に係る費用便益比は、公社において、本線と連絡路を一つの事業として算出し、事業の妥当性を確認しているが、本線と連絡路それぞれの費用便益比については算出しておらず、そ

もそも本件文書は存在しないことから、本市が取得することも不可能である。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

当審査会が実施機関に、本線と連結路を分けて費用便益比を算出することの要否について確認したところ、5号線の連結路は、便宜上、連結路と呼称しているが、令和2年1月23日付けの「事業変更許可」により、本線と連結路を一つの事業とする5号線整備事業として国土交通大臣により整備が許可されたものである。公社は、同路線の整備の財源に国からの貸付を活用しているため、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、定期的に事業の再評価を実施する必要があることから、再評価の実施に必要な費用便益費を算出した。そして、この再評価の方法を定める「道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目」（以下「細目」という。）では、原則として「事業採択」が行われた際の整備箇所を一つの事業単位として再評価を実施すること、都市高速道路に係る「事業採択」とは、「用地及び工事に係る工事实施計画が認可された時点」及び「事業許可」であることが示されている。以上のことから、公社は本線と連結路を一つの事業として費用便益比を算出しているとの説明である。

当審査会において実施要領及び細目を確認したところ、実施機関から説明があったとおりの再評価方針等が記載されていることを確認した。

以上のことから、本件文書は保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

なお、請求人は、本件文書を作成していないのなら作成して開示すべきと主張しているが、当審査会はこの点について判断する立場にはない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 1 2. 5	広路計第 8 1 号の諮問を受理（諮問第 3 9 7 号で受理）
R 8. 1. 2 0 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 8. 2. 1 7 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 8. 3. 2 4 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和 久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹